サービス管理責任者等更新研修申請 Q&A

- 相談支援従事者初任者研修(講義部分)は未受講ですが、申請は可能ですか?
 - → 不可です。
- 県外からの申請はできますか?
 - → 不可です。
- 同事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか?
 - → 不可です。

同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、<mark>必ず申請者ごとに</mark> 別々のメールアドレスで申請してください。

- 受講日を選択できますか?
 - → 原則、事務局が指定した日に受講していただきます。
- 受講決定はいつ頃行われますか?
 - → 申請締切後に受講調整を行い、<u>9月8日(金)までに電子メールで通知し</u>ます。 上記の日までに受講の可否通知が届かない場合は、必ず御連絡ください。
- 申請後に申込完了通知が届きません。
 - → <u>メールアドレスが間違っている</u>可能性、もしくは<u>迷惑メールの対策をされている</u>可能性があります。 修正方法をお伝えしますので、<u>再申請はせず</u>、必ず川部みどり園まで連絡してください。
- 申込期限までに申請ができませんでした。締切後に申請できますか?
 - → 不可です。

今年度の更新研修募集は、今回の追加募集で終了です。

- 旧体系でのサービス管理責任者等研修修了者が、令和5年度までに更新研修を受講しなかった場合は どうなりますか?
 - → 令和5年度末で資格が失効します。 失効後、資格が必要な場合は、「サービス管理責任者等実践研修」を修了する必要があります。
- 更新研修修了後は、どうなりますか?
 - → 更新研修修了後も、初回修了年度の翌年度を1年目として5年ごとのサイクルで更新研修を受講し続ける必要があります。
 - 例)令和5年度修了した方→令和6年度から令和10年度までに、2回目の更新研修を受講 ※旧体系修了者が初回更新研修受講する際には、実務経験等の要件は問いませんが、2回目以降の更新 研修受講については、一定の実務経験の要件がありますので御注意ください。
- 修了証書が交付されないことはありますか?
 - → 30分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合や、事前課題の提出ができない、または不備がある場合は、修了証書は交付しません。また、居眠り、グループ討議に否定的・消極的な態度など、「受講態度が不適切」と事務局が判断した場合も、修了証書を交付しませんので、予め御了承ください。